

# 入札及び契約心得

航空自衛隊

第1補給処東京支処

業務課会計班

# 目 次

1	目 的	2
2	通 則	2
3	登 録	2
4	公 告 等	2
5	説 明 会	3
6	同 等 品 申 請	3
7	入 札 等	3～4
8	暴 力 団 排 除 に 関 す る 誓 約 事 項	4
9	無 効 の 入 札	4
10	開 札 及 び 落 札 等	4
11	契 約 の 締 結	5
12	契 約 保 証 金	5
13	納 期 ( 履 行 ) 遅 延	5
14	契 約 解 除	5～6
15	不 当 介 入 を 受 け た 場 合 の 措 置	6
16	支 払 い	6
17	そ の 他	6

## 1 目的

この心得は、航空自衛隊第1補給処東京支処業務課契約担当官（以下「契約担当官」という。）と請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

## 2 通則

相手方は、この心得を熟知の上、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、これらに関する義務の履行または権利の行使に当たらなければならない。

## 3 登録

相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者または装備施設本部が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合または契約担当官が必要と認めた場合はこの限りでない。

## 4 公告等

(1) 一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告が入札日の前日から起算して少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要する場合または再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

ア 競争入札に関する事項

イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ウ 契約条項等を示す場所

エ 競争執行の場所及び日時

オ 保証金に関する事項

カ その他必要な事項

(2) 掲示場所等

ア 第1補給処東京支処（十条）1階掲示板

イ 航空中央業務隊（市ヶ谷）会計科掲示板

ウ 幹部学校（目黒）業務部会計課掲示板

エ 防空指揮群（府中）会計小隊掲示板

オ 第1補給処立川支処（立川）業務課会計班掲示板

カ 基地等ホームページ

(3) 指名競争に付しまたは随意契約による場合は、第1項に掲げる事項（ただし、イ号を除く。）を入札通知書または見積依頼書により相手方に直接通知する。

## 5 説明会

説明会は、原則として行わないものとする。ただし、契約の目的に関して書面によることが出来ない事項、誤解を生じやすい事項について明らかにする必要がある場合は、相手方に対し個別に行うものとする。

## 6 同等品申請

相手方は、公告等により定められた入札に参加し、または随意契約に応じる場合で、同等品による応札を希望するときは、「同等品で対応される場合の手続きについて」（第1補給処東京支処（十条）1階掲示板及びホームページ掲載）に従い申請するものとする。

## 7 入札等

- (1) 公告、入札通知書（以下「公告等」という。）で定められた入札に参加する場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑筆記具、入札書等の用紙類を持参するものとする。
- (2) 随意契約の商議に応じる場合は、見積依頼書に定められた日時までに見積書を提出するものとする。
- (3) 代理人による入札を行う場合は、当該契約目的についての知識及び技術等を有し、かつ、入札価格算定能力のある者でなければならない。
- (4) 代理人をして入札に参加させる場合は、次のアからオの事項を記載し、委任者及び代理人双方が記名押印した委任状及び代理人の印鑑を持参させなければならない。
  - ア 代理人の氏名
  - イ 入札等の件名
  - ウ 委任期間及び委任された権限の内容
  - エ 委任者の住所氏名
  - オ 提出するあて先（契約担当官の官職氏名）
- (5) 一旦提出した入札書の訂正、変更または取消（以下「取消等」という。）をすることはできない。ただし、郵送による入札を認めた入札において、入札日時以前に取消等を申し出た場合はこの限りでない。
- (6) 入札の日時に遅れた相手方の入札参加は認めない。ただし、天災地変、その他入札参加者の責に帰しがたい理由により遅れる場合で入札日時前に連絡があり、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、他の入札参加者同意のもと入札日時を変更することができるものとする。
- (7) 郵送による入札を認めた入札において、郵送により入札を行う場合は、入札日前日までに契約担当官必着で送付するものとし、郵送により入札書を送付した旨を事前に連絡するものとする。ただし、郵送による入札の際の再入札は、辞退したもの

として取り扱うものとする。

#### 8 暴力団排除に関する誓約事項

相手方は、入札及び契約に際し、「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(23. 4. 15)(以下「合意書」という。)に基づき、入札書(見積書)の提出をもって合意書別紙第3の事項を誓約したものとする。

#### 9 無効の入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 総額で決定する入札において、単価により入札した場合
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者のした入札
- (7) 同一入札において、1人が2通以上の入札書を同時提出した場合
- (8) 有効な委任状を提出していない代理人のした入札
- (9) 入札書の記載事項及び入札金額が不明瞭な入札
- (10) 入札に関する条件に違反した入札

#### 10 開札及び落札等

開札及び落札は次の各号によるものとする。

- (1) 開札は、入札執行の場所で入札者の目で行い、落札金額及び落札者の氏名を明らかにするものとする。
- (2) 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低(売り払いに際しては最高)の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者と同価の入札を行った相手方が複数ある場合は、抽選により落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、入札金額が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、同一日における入札は、原則として初度入札及び再度入札の2回までとし、再度の入札においても落札者が決定しない場合は、再度公告入札に付すものとする。
- (4) 予定価格が1千万円を超える製造または工事請負契約等の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札であっても落札者としがないことがある。
  - ア 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、当該契約が適切に履行されない恐れがあると認められるとき。
  - イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるとき。

## 11 契約の締結

相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約書 (正2部)

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払いまたは受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について定める。

### (2) 請書 (正2部)

契約金額が150万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。

### (3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書または請書のうち正1部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

### (4) 仕様書または図面等

仕様書または図面等を必要とする場合は、契約書 (請書) に1部ずつ添付し、割印を押印するものとする。

## 12 契約保証金

(1) 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。

(2) 前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属されるものとする。

## 13 納期 (履行) 遅延

(1) 相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入または履行を完了する恐れがある場合は、事前に納期 (履行) 遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

(2) 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により納期 (履行) が遅延すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴収するものとする。

なお、本項は契約書または請書の徴収を省略した場合についても適用する。

## 14 契約解除

(1) 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合、当該契約の一部または全部を解除することができる。

ア 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。

イ 相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。

ウ 相手方が、契約上の義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

エ その他、契約担当官が必要と認めるとき。

オ 誓約事項に虚偽があった場合または誓約に反する事態が生じた場合

(2) 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部または全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。

なお、本項は契約書または請書の徴収を省略した場合についても適用する。

#### 15 不当介入を受けた場合の処置

相手方は、自らまたは下請者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、別紙様式により速やかに契約担当官に報告するものとする。

#### 16 支払い

(1) 相手方は、納品または履行完了後速やかに請求書2部を分任資金前渡官吏に提出するものとする。

(2) 支払いの時期は、相手方が適法な請求書を提出してから、下表に掲げる日以内とする。

形態 \ 区分	工事	その他の給付
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	15日以内

#### 17 その他

この心得に明示していない事項または契約について疑義を生じた場合は、契約担当官に問い合わせるとともにその指示に従うものとする。

この心得は、平成23年10月1日より適用する。

契約担当官 殿

住所  
会社名  
代表者名

印

## 排除対象者による不当介入の概要

貴（契約担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察署への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告致します。

契約機関等 (部課等名まで記入)	航空自衛隊第1補給処東京支処業務課
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る行為者	住所： 氏名：
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、捜査上 必要な協力についての 対応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は付紙のとおり。

## 記入要領

別紙様式の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は、変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。